

伊達市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本調達方針は、障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、障がい者が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要を増進するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、伊達市における障害者就労施設等からの物品等調達の一層の推進を図ることを目的に策定する。

2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、伊達市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、法第2条第4項に規定する施設等のうち、その所在地が伊達市内にある施設等とする。

4 調達を推進する物品等

別表に掲げる物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

5 物品等の調達目標

前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 社会福祉課は、障害者就労施設等が供給可能な物品等について情報収集し、各課に周知する。
- (2) 各課は、障害者就労施設等からの調達の可能性について十分に検討し、可能な限り障害者就労施設等からの調達の推進を図るものとする。

7 地元中小企業等への配慮

地元中小企業や高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等に十分配慮しながら、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

8 調達実績の公表

本調達方針に基づき調達した物品等の実績については、年度終了後に市のホームページ等で公表する。

9 担当窓口

本調達方針に関する担当窓口は、健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係とする。

10 施行日及び適用

本調達方針は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度の調達から適用する。

別表

物品、役務の分類

区 分	品 目	具 体 例
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物、台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など